

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、避難先で再就職したものの怪我により平成 26 年 6 月に再就職先を退職した申立人について、平成 27 年 4 月分から平成 27 年 8 月分までの就労不能損害として、事故前の収入の 6 割の金額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人 X 1、同 X 2、同 X 3、同 X 4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、次の損害項目（次の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

(1) 生活費増加費用

ア 湯たんぼ購入費用（平成 26 年 12 月 10 日） 4977 円

イ マットレス購入費用（平成 27 年 3 月 15 日付け） 3 万 0828 円

(2) 就労不能等に伴う損害（X 1 分） 132 万 4800 円
（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日まで）

(3) 診断書及び通院証明書取得費用（平成 27 年 10 月 5 日付け）

4320 円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として 136 万 4925 円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申

立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人の双方が1通ずつをそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年11月17日

（仲介委員 市川太）